

# 昭和女子大学学生および昭和女子大学大学院学生の 試験・課題における不正行為に関する規程

## (目的)

**第1条** この規程は、試験・課題における不正行為に関して、必要な事項を定めるものとする。

## (対象)

**第2条** この規程の対象となる者は昭和女子大学（以下「本学」という）の学部学生および大学院学生（以下「学生」という）とする。

2 科目等履修生、研究生の取扱いは、この規程に準ずる。

3 認定留学先、昭和ポストンでの不正行為は当該校の規程に従うものとする。

**第3条** 試験・課題における不正行為は次のとおりとする。

### (1) 試験における不正行為

- ・試験監督者（監督補助者を含む）の指示に従わないこと。
- ・解答用紙に自分以外の氏名・学籍番号を記入すること。
- ・他の受験者の答案等を見たり答えを教わるなどすること。
- ・他の受験者に答えを教えたり手助けをしたりすること。
- ・配付された問題用紙を、許可なく試験室から持ち出すこと。
- ・解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- ・解答時間開始前に問題用紙を開いたり解答を始めること。
- ・持込の許可がされていない物を使用すること。また、持込の許可がされている物の貸し借りをすること。
- ・解答時間の開始前と終了後に、筆記用具を持っていたり解答を続けること。

### (2) 課題における不正行為

- ・ねつ造（存在しないデータや研究結果等を作成すること。）
- ・改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。）
- ・盗用（レポート・論文等の作成で、他人のアイディア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該者の了解又は適切な表示なく、自分の意見のように記載すること。）

## (試験における不正行為発見時の対応)

**第4条** 試験監督者は、試験において不正行為を行っていることが認められる受験者（以下「当該学生」という。）に対し、当該試験の受験を制止および答案を没収し、試験終了までその場に待機させるものとする。

2 前項の場合において、試験監督者は、不正行為であることを示す証拠品を発見したときには、当該学生に証拠品として確保する旨伝えた上で、確保するものとする。

3 試験監督者は、試験終了後、科目開設学科もしくは専攻および当該学生の所属学科もしくは専攻に、不正行為の内容を報告するものとする。

4 当該学生が当該試験以降に他の試験がある場合、他の試験を受験することは認める。

#### (課題における不正行為発見時の対応)

**第5条** 授業担当教員は、課題の作成において不正行為を行っている者(以下「当該学生」という。)がいた場合は、速やかに科目開設学科もしくは専攻および当該学生の所属学科もしくは専攻に不正行為の内容を報告するものとする。

#### (事実関係の確認)

**第6条** 当該学生の不正行為の調査及び事実確認を、当該行為を発見した試験監督者および授業担当教員、当該学生の所属学科もしくは専攻の教授会が行う。

2 事実が認められた場合は、当該学生の所属学科長もしくは専攻主任は、教授会に上申する。

3 当該学生の次項の当該期の履修科目における対応の決定を教授会の議を経て、学長が行う。

4 学長は、学生と保証人に対して当該期の履修科目における対応の内容を文書により通知する。

5 通知は、発信をもって足りる。

#### (当該期の履修科目における対応)

**第7条** 不正行為が認められた当該学生は、当該期の全履修科目を登録取消とする。

2 2期以上にまたがる科目については当該期の履修を無効とし、1期履修を延期する。ただし、科目によっては1期履修延期をせず履修取消となる場合がある。

3 文化講座の履修取消は行わず、当該期の出席を取消とする。

4 学寮研修に参加済みの場合は参加をしたものとする。

5 特に悪質な場合は「昭和女子大学学生および昭和女子大学大学院学生の懲戒に関する内規」に基づき懲戒対象となることがある。

#### (事務)

**第8条** 本規程に関する事務は、教学支援センター教育支援課において処理する。

#### (規程の改廃)

**第9条** この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

**附 則** この規程は、令和2年4月1日から施行する。